

令和 6 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

22

学 校 名	福岡県立八幡中央高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第 2 条」

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめを生まない教育活動を推進する。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、生徒会による「いじめ防止対策宣言」等の取組を通じて、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深め、生徒が自ら問題を解決する力の育成およびいじめを生まない集団づくりを目指す。
- (3) いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題に組織的に対応する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 教職員のいじめ防止教育に関する資質向上のために、計画的に研修会を実施する。
年 3 回予定（4 月・10 月・1 月に予定）。
- (2) 毎年、年度初めには、全ての教職員に対して「学校いじめ防止基本方針」（変更点がない場合でも）の主旨や留意すべき点について研修会を実施し説明を行う。特に発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等への正しい理解の促進を図る。
- (3) 各時期に実施される「評価アンケート調査」の分析についても、その都度研修会を実施し、改善点等について周知する。
- (4) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え顧問を中心に指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、相談機能を充実し、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、いじめは大人の目に気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いため、教職員はささいな兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知することに尽力する。

（2）いじめの早期発見のための措置

学校におけるいじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査の実施や教育相談体制を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、地域、家庭と連携して生徒を見守る。アンケートの実施日等の詳細は補助資料による。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員が共通理解を持ち、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携の下で取り組む。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。また、インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても適切に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③「いじめ防止等対策委員会」に直ちに報告する。
- ④「いじめ防止等対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなど事実の確認を行う。
- ⑤いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職が県教育委員会へ電話で第一報を行う。「いじめ防止等対策委員会」で認知をし、その情報を職員間で共有する。また、事実確認の結果は、校長が責任を持って、福岡県教育委員会に報告するとともに、被害者・加害者の生徒保護者に報告する。また保護者双方の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置をとる。

⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられる生徒を徹底して守り通す観点から、所轄警察署（八幡西警察署）と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署（八幡西警察署）に通報し、適切に援助を求める。

⑦部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

〈生徒へ〉

- ①事実確認とともに、まず、つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ②最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。
- ③必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ⑤いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、家族など）と連携し、支援体制をつくる。

〈保護者へ〉

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭での子どもの変化に注意し、どのようなささいなことでも相談するよう伝える。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

〈生徒へ〉

- ①事実関係の聴取を行い、いじめた時の気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③自らの行為の責任を自覚させ、教育的配慮の下、毅然とした対応をする。
 - ・必要と認めるときは、いじめた生徒についていじめられた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒とその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
 - ・生徒が自らの行為の悪質性を理解し、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。

〈保護者へ〉

- ①正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①自分の問題として捉えさせる。

- ・ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。
- ・ 囃し立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

②解決に向けて

- ・ 加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、真の人間関係の構築を図る。
- ・ 被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係を修復する。
- ・ 双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団関係を取り戻すよう指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

学校における情報モラル教育を推進するとともに、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と相談しながら、学校ネットパトロールを利用したり、必要に応じて法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署（八幡西警察署）に通報する。

(7) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断する場合もある。教職員は相当の期間が経過するまで、被害・加害生徒の様子を含めた状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記の判断時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

※①および②の要件が満たされたことを「いじめ防止等対策委員会」において校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

①生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

②発生報告と調査については以下のとおりである。

- ・福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ事態発生について報告する。
- ・重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかにいじめ防止等対策委員会に当該重大事態の性質に応じて適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

（2）調査結果の提供及び報告

①調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。

②福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ調査結果について報告する。調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を添えて福岡県知事へ報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称 いじめ防止等対策委員会

（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

①学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止等対策委員会」を置く。

②構成員は、校長、教頭、研修部長、人権教育課長、生徒育成部長、保健主事、生徒指導課長、学年主任、人権教育課職員、養護教諭、特別支援コーディネーター、担任に加え、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織とする。機動的に運用するために、外部の専門家（スクールサポーター、スクールカウンセラー、学校医）により、適切な助言を受ける。

- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
- ①重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、速やかに「いじめ防止等対策委員会」を母体として、事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等）を加え、公平性・中立性を確保できる組織を置く。
 - ②①の組織により、アンケートやその他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。その際、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

7 学校評価

- ①学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ②学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを「いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- ③日頃から生徒とのコミュニケーションを図り、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめのない安全安心な学校づくりを行うことを目標とする。またその評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのような取組を行っているかについて評価する。